

【愛媛県サッカーリーグ規約】

第1章 総則

- 第1条 このリーグは愛媛県サッカーリーグと言う。(略称E S Lとする)
- 第2条 このリーグは(一社)愛媛県サッカー協会の統括を受ける。
- 第3条 このリーグの事業は(一社)愛媛県サッカー協会の事業に包括される。
- 第4条 このリーグの本拠を愛媛県内に置く。

第2章 目的

- 第5条 このリーグは加盟チームの相互の切磋により我が県サッカー界の水準向上を期し、併せてサッカー競技の普及に努めると共に、サッカーを通じて相互の親睦共励により、よき社会の形成者となることを目的とする。

第3章 事業

- 第6条 このリーグは第2章の目的を達成するために次の事業を行なう。
- ① 愛媛県サッカーリーグ戦の実施
 - ② サッカー技術の研究及び指導
 - ③ 専門コーチの招聘
 - ④ その他本リーグの目的達成に必要な事業

第4章 組織

- 第7条 このリーグは(一社)愛媛県サッカー協会の加盟団体で組織する。加盟チームは第2章の目的を達成する為に必要な条件を備えたチームでなければならない。
- 第8条 このリーグは1部10チーム、2部10チームで構成する。
- 第9条 このリーグを組織するチームは別に定める入替試合の規定に基づく結果によっては年度末に変更を生じることがある。
- また、入替試合の結果により、在籍チーム数に変動を生じた場合は、翌年度のリーグ成績に基づき調整する。

第5章 役員

- 第10条 このリーグに次の役員を置く。
- | | |
|--------|---------------|
| 評議会議長 | 1名 |
| 評議会副議長 | 2名 |
| 監事 | 1名(副評議長が兼務する) |
| 評議会議員 | 20名(在籍チーム数) |
| 運営委員 | 若干名 |
- 第11条 評議会は加盟各チームの代表者で構成し、このリーグの最高機関とする。
- 第12条 評議会議長、副議長、監事及び運営委員は評議会が任命する。評議会議長はこのリーグを代表して業務を運営する。副議長は議長を補佐し議長事故あるときは、これを代行する。監事は会計監査を行なう。運営委員は各部会の業務を執行する。

第13条 規律委員会は以下の者で組織する。

評議会議長

評議会副議長

運営委員

その他（評議会議長が必要と認めた者）

尚、規律委員長は評議会議長が任にあたる。

第14条 役員の任期は4月1日より翌々年3月31日までの2年間とする。但し、重任、兼任を妨げない。任期途中で役員となった者は他の役員の任期と同一とする。

第6章 会議

第15条 評議会は次の事項を審議決議する。

- ① 評議会の議決を要する役員の推挙並びに選出
- ② 事業計画
- ③ 予算並びに決算
- ④ 本規約並びに運営要綱の改廃
- ⑤ その他決議を要する重要な事項

第16条 評議会は議長が招集する。

議長が必要と認めた時、又は議員の3分の1以上が会議開催の理由を示して請求した時は、臨時に評議会を召集しなければならない。

第17条 評議会は議員総数の半数以上が出席しなければ開会することができない。

第18条 運営委員会の議長は評議会議長が任にあたる。

第19条 運営委員会は評議会の決議に基づく業務を遅滞なく円滑に執行する。

第20条 運営委員会は会計処理のため、次の担当を置く。

- ① 総務・広報担当
- ② 会計担当
- ③ 審判担当

業務分掌は別に定める。

第7章 会計

第21条 このリーグの加盟団体は別に定める会費を納入する。

第22条 このリーグの会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第8章 付則

第23条 本規則に基づくリーグの運営は別に定める運営要綱によることとし、このサッカーリーグ規約は評議会の決議によらない限り改廃することはできない。

2023年4月23日

改正